

令和 6 年 3 月 15 日

研究活動上の不正行為について

国立大学法人大阪大学

1. 経緯

独立行政法人日本学術振興会（以下、「日本学術振興会」という。）宛てに、立命館大学（当時）に所属する研究者を著者とし、本学名誉教授を編者とする出版物にて公表された論文について、「盗用」が認められるとの告発があり、当該告発が本学に回付され、令和 2 年 8 月 3 日にこれを受理した。

本学研究公正委員会において予備調査を行い、本調査の実施を決定した。本調査の実施体制については、立命館大学と協議を行い、現職教員が所属する立命館大学に調査委員会を設置して必要な調査を行い、本学はこれに協力することとした。

立命館大学における調査結果が確定後、立命館大学から「研究活動上の不正行為に係る調査報告書」（以下「報告書」という。）の送付があった。

2. 報告書の概要

（1）認定した不正行為の種別

盗用

（2）認定した論文等

『書籍』（平成 29 年発行、大阪大学出版会）における論文 1 編

（3）不正行為に関与したと認定した研究者

大阪大学

名誉教授 A 氏

（当該研究活動時 大阪大学大学院文学研究科 教授）

立命館大学文学部

講師 B 氏 ※申立て時点

（当該研究活動時 大阪大学大学院文学研究科 招へい研究員）

（4）調査体制

立命館大学において、委員 6 名（立命館大学 1 名：委員長、本学 1 名、その他 4 名）で構成する調査委員会を設置した。

（5）調査の方法及び手順

立命館大学に調査委員会を設置して必要な調査を行い、本学はこれに協力した。

立命館大学調査委員会においては、同大学規程に基づき、書面調査及びヒアリング調査を実施した。

（6）不正行為の具体的内容

1) 不正行為の認定内容

- ①A氏は、他の研究者から閲覧および閲覧のための写真撮影を許可されて預かった当該研究者所有で未公表（当時）の史料を、当該研究者の了解なく調査対象論文において使用するようB氏を主導し、本件書籍を発刊した。
- ②B氏は、A氏の主導のもと、当該史料を所有者の了解なく調査対象論文において使用し、公開した。

2) 不正行為が行われた経費・研究課題

「平成 28 年度科学研究費助成事業研究成果公開促進費『学術図書』」

配分機関：日本学術振興会

3. 審査及び認定の結果

本学研究公正委員会において、報告書に基づき審査を行い、令和 3 年 12 月 9 日付けで特定不正行為（盗用）を認定した。

4. 本学が行う措置等

本学名誉教授に対し、告発対象論文が掲載された出版物の出版元と取りうる周知の方法を協議し対応すること、盗用を認定した史料を含む史料群の写真データを保有している場合はこれらを消去することを勧告したうえで、協議結果等の対応状況について名誉教授に確認する。

5. 再発防止策

本学では、「大阪大学における公正な研究活動の推進に関する規程」に基づき、研究分野の特性に応じた研究倫理教育を行っており、教員・研究員、研究補助者及び大学院生に対し全員の受講を義務付け、各部局に対し働きかけ、100%の受講率となるよう徹底を図っている。こうした取組を引き続き徹底することにより、研究倫理の涵養に努めていく。